

議案第34号

鳥取県情報公開条例の一部改正について

次のとおり鳥取県情報公開条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 公文書の開示等	第2章 公文書の開示等
第1節 公文書の開示（第5条－ <u>第18条の2</u> ）	第1節 公文書の開示（第5条－ <u>第18条</u> ）
第2節 不服申立てに係る諮問等（ <u>第18条の3</u> －第21条）	第2節 不服申立てに係る諮問等（ <u>第18条の2</u> －第21条）
第3節及び第4節 略	第3節及び第4節 略
第3章及び第4章 略	第3章及び第4章 略
附則	附則
（開示義務）	（開示義務）
第9条 略	第9条 略

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

(1)～(6) 略

(7) 小学校の児童、中学校の生徒又は特別支援学校の児童若しくは生徒（以下この号及び第18条の2において「児童等」という。）の全国的又は全県的な学力の実態を把握するため実施される調査の学級ごとの集計結果であって、児童等の数が10人以下の学級に係るもの

(8) 略

(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第18条 略

(全国学力調査情報の使用に当たっての配慮)

第18条の2 全国学力調査情報（第9条第2項第7号に規定する

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

(1)～(6) 略

(7) 小学校の児童又は中学校の生徒の全県的な学力の実態を把握するため実施される試験の学級ごとの集計結果であって、児童又は生徒の数が10人以下の学級に係るもの

(8) 略

(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第18条 略

調査のうち全国的な児童等の学力の実態を把握するため実施されるものの調査結果に関する情報であって、特定の学校又は学級を識別することができるものをいう。以下同じ。）の開示決定を受けた者は、この条例の目的及び第4条の規定の趣旨を踏まえ、成長段階にある児童等の心情に配慮し、特定の学校又は学級が識別されることにより学校の序列化、過度の競争等が生じることのないように当該全国学力調査情報を使用しなければならない。

第2節 不服申立てに係る諮問等

(県が設立した地方独立行政法人に対する不服申立て)

第18条の3 略

(会社に対する不服申立て)

第18条の4 略

第2節 不服申立てに係る諮問等

(県が設立した地方独立行政法人に対する不服申立て)

第18条の2 略

(会社に対する不服申立て)

第18条の3 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の鳥取県情報公開条例第9条及び第18条の2の規定は、この条例の施行の日以後に実施される全国的な児童等の学力の実態を把握するための調査（以下「全国学力調査」という。）の調査結果に関する情報を含む公文書の開示について適用し、同日前に実施された全国学力調査の調査結果に関する情報を含む公文書の開示については、なお従前の例による。